

正社員化・所得向上促進事業奨励金支給に関するQ&A

(29.6.20)

質問内容	回 答
<p>Q1 奨励金はいつ支給されますか。</p>	<p>A1 奨励金は、厚生労働省(ハローワーク)のキャリアアップ助成金の受給が要件とされております。 ハローワークへのキャリアアップ助成金の申請は取組み実施から6か月以上継続の後とされており、その給付決定後に、県への奨励金の申請となります。 例えば、平成29年4月1日に取組みを実施した場合、県への奨励金の申請時期は、おおよそ11月以降になると考えられます。その後、所定の審査を経て、約1～2か月を目途に支給いたします。</p>
<p>Q2 いつからの取組みが支給対象となりますか。</p>	<p>A2 平成29年4月1日以降に取組みを実施した場合が対象となります。(平成29年3月31日以前に取組みを開始したものは対象外となります。) なお、取組みを実施した日からおおむね1か月以内に、実施報告書の提出をお願いします。</p>
<p>Q3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、ハローワークにキャリアアップ助成金を申請した時に、県に提出するのですか。</p>	<p>A3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、県への奨励金申請時に申請書に添付していただきますので、キャリアアップ助成金申請時に提出いただく必要はありません。</p>
<p>Q4 キャリアアップ助成金の支給決定が、取組み実施年度の翌年度になる場合、奨励金の申請はできないのですか。</p>	<p>A4 奨励金事業につきましては、現在のところ、4年間の事業実施を予定しておりますので、年度単位での予算議決の条件付きとなりますが、申請を受け付けます。</p>
<p>Q5 非正規雇用労働者から正社員へ転換させたときは40歳未満でしたが、申請時に40歳以上となったときは本奨励金の対象となりますか。</p>	<p>A5 非正規雇用労働者から正社員へ転換した時点の年齢が40歳未満であるかが要件となります。</p>
<p>Q6 実施報告書提出後に受領後の写しを希望する場合は。</p>	<p>A6 実施報告書を郵送し、受領後の写しの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>
<p>Q7 実施報告書の提出にあたり、添付書類はありますか。</p>	<p>A7 実施報告書に添付が必要な書類はありません。</p>
<p>Q8 実施報告書の「代理人」の欄は、どのような場合に使用しますか。</p>	<p>A8 事業主以外の方が報告書の作成を行った場合(例えば、社会保険労務士が作成した場合等)に、その作成した方の所在地と氏名をご記入ください。</p>